

別表

改正後		改正前
4 技術者の状況	発注予定工事種別に応じて、その工事を施工するに足りる主任技術者（建設業法第26条第1項）又は監理技術者（建設業法第26条第2項）が確保できると認められること。 予定価格4,500万円（建築工事の場合は9,000万円）未満の工事で、1人の技術者が兼務できる工事（随契工事は除く）は3件までとする。	発注予定工事種別に応じて、その工事を施工するに足りる主任技術者（建設業法第26条第1項）又は監理技術者（建設業法第26条第2項）が確保できると認められること。 予定価格4,000万円（建築工事の場合は8,000万円）未満の工事で、1人の技術者が兼務できる工事（随契工事は除く）は3件までとする。
6 その工事の施工についての技術的適性	次の事項に該当するかどうかを総合的に判断すること。 (1)～(4) 略 (5) 予定価格5,000万円（建築工事の場合は8,000万円）以上の工事については、当該工事の工種について、特定建設業の許可を有していること。	次の事項に該当するかどうかを総合的に判断すること。 (1)～(4) 略 (5) 予定価格4,500万円（建築工事の場合は7,000万円）以上の工事については、当該工事の工種について、特定建設業の許可を有していること。